

県産木材利用促進事業実施要領

令和2年3月25日付け林第1182号
一部改正：令和2年7月1日付け林第367号
一部改正：令和2年9月24日付け林第647号
一部改正：令和3年3月19日付け林第1268号
一部改正：令和4年3月24日付け林第1440号
一部改正：令和7年3月28日付け林第414号
一部改正：令和8年3月17日付け林第919号

(趣旨)

第1 県産木材建築利用促進事業については、県産木材利用促進事業費補助金交付要綱（令和2年3月25日付け林第1149号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、次により実施するものとする。

(用語の定義)

第2 交付要綱第2において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「県産木材」とは、「しまねの木認証要領」に基づき「しまねの木認証センター」が認証した「しまねの木」とする。
- (2) 「標準木材使用量」とは、建物の構造別、延床面積の規模別に定めた木材利用量とする。
- (3) 「住宅」とは、主に居住の用途に供せられる木造建築物（共同住宅等を除く）とする。
- (4) 「非住宅建築物」とは、主に居住以外の用途に供せられる民間木造建築物（共同住宅等を含む）とする。なお、国又は地方公共団体が整備する公共建築物及び、他から本事業と同趣旨の補助金交付を受けた公共建築物は除く。
- (5) 「新築」とは、建築物のない更地に建築物を建てることをいう。
- (6) 「増改築」とは、増築又は改築をいう。
- (7) 「増築」とは、既存の建築物の床面積を10m²以上増加させることをいう。
- (8) 「改築」とは、既存の建築物の一部又は全部を除却し、これと用途、規模、構造がほぼ同じものを建てることをいう。
- (9) 「木工事」とは、補助対象木材製品（構造材、造作材、内装材、外装材、その他木材製品）に係る加工、組み立て、取り付けに関する工事のことをいう。
- (10) 「構造材」とは、通し柱、管柱、間柱、棟木、大引き、土台、母屋、束、垂木、筋違、根太、胴差、貫、梁、桁、及び構造用材として用いた合板とする。
- (11) 「造作材」とは、内法材（敷居、鴨居、長押）、床柱、押入れ材、回り縁、破風・鼻隠し、その他造作材として一般的に使用する部材とする。
- (12) 「内装材」とは、建築物の内部において、床、壁又は天井に面的に施工する仕上材として一般的に使用する部材とする。
- (13) 「外装材」とは、建築物の外部において、外壁又は軒天その他これらに類する部位に、面的に施工する下地材又は仕上材として一般的に使用する部材とする。

- (14) 「その他木材製品」とは、野縁、胴縁、野地板、広小舞・登り淀などの下地材やウッドデッキ、木製フェンス等の建物付帯設備、階段部材、建具、家具、什器類など、その他建築材料として一般的に使用される部材とする。
- (15) 「JAS 材」とは、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づき制定された日本農林規格により格付された木材製品とする。但し、構造用合板は除くものとする。なお、本事業の JAS 材は県内の認証工場で生産された県産木材であることを要件とする。
- (16) 「建築士」とは、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条で規定される 1 級建築士、2 級建築士及び木造建築士で、建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく建築士事務所に在籍している者とする。
- (17) 「工務店」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築工事業若しくは大工工事業の許可を受けている者又は建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けている者又は宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく宅地建物取引業の免許を受けている者とする。

（補助対象条件）

第 3 一般社団法人島根県木材協会（以下「木材協会」という）が実施する事業の補助対象条件は、次に定める。

県産木材建築利用促進事業

（1）住宅・非住宅建築物建築支援

- ①「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度実施要領（令和 2 年 3 月 25 日付け林第 1148 号。以下「認定制度実施要領」という。）第 2 で定める「しまねの木」活用工務店（以下「認定工務店」という。）又は認定工務店となることが確実な者が国内に建築する住宅及び非住宅建築物であるもの。
- ②施主が補助事業の申請をする場合は県内で建築するものであること。
- ③認定工務店が補助事業の申請をする場合は施主と直接建築に関する契約をするか、認定工務店が施主となって建築する建物で、木材調達権限が認定工務店にあるもの。
- ④建築に使用する木材には、県産木材を標準木材使用量の 60%以上且つ 5 m³以上使用するもの。
- ⑤鉄筋コンクリートや鉄骨造などとの混構造については、主な構造が木造による部分について県産木材使用割合が 60%以上であるもの。
- ⑥建築物の木工事に着手前であるもの。
- ⑦補助事業の申請に当たり施主の了解が得られており、写真等の県への提供に協力するもの。
- ⑧施工にあたっては、県産木材を用いた建築であることが分かるよう表示するもの。

（2）JAS 材等の高品質・高付加価値木材製品への加算支援

- ①前項の補助対象となる住宅・非住宅建築物において、JAS 材や内装材等を使用するもの。但し内装材等とは、第 2 の（12）に規定する内装材及び第 2 の（13）に規定する外装材とする。

(3) 非住宅建築物設計支援

- ①認定制度実施要領第2で定める「しまねの木」活用建築士（以下「認定建築士」という。）又は認定建築士となることが確実な者で、過去に当補助事業に採択されることがない者が設計・監理をする国内の非住宅建築物。
- ②設計・監理の契約者であるもの。
- ③建築に使用する木材には、県産木材を標準木材使用量の60%以上使用するもの。
- ④鉄筋コンクリートや鉄骨造などとの混構造については、主な構造が木造による部分について、県産木材使用割合が60%以上であるもの。
- ⑤複数の設計事務所による共同設計若しくは共同事業体（JV）により施工された非住宅建築物について、契約書等に記載された全ての設計事務所にそれぞれ認定建築士又は認定建築士になることが確実な者が一人以上在籍し、当建築物の設計・監理を担当しているもの。
- ⑥建築物の木工事に着手前であるもの。
- ⑦構造見学会や完成見学会、HP掲載など県産木材のPRを実施するもの。
- ⑧補助事業の申請に当たり施主の了解が得られており、写真等の県への提供およびその公表に協力するもの。
- ⑨施工にあたっては、県産木材を用いた建築であることが分かるよう表示するもの。
- ⑩別に定める審査会で補助対象として適当と認められたもの。

(4) 非住宅建築物木質化支援

- ① 補助対象は、県内に整備する既存の非住宅建築物において実施する、県産木材を用いた内外装の木質化又は備品の導入とする。
 - ② 補助対象となる内外装木質化の内容は、第2の(12)に規定する内装材及び同条の(13)に規定する外装材による木質化とし、外装木質化については、同条の(14)に規定する建物付帯設備（ウッドデッキ、木製フェンス等）を含めることができるものとする。
 - ③ 補助対象となる内外装木質化及び備品導入は県産木材を使用するものとする。ただし、備品導入に係る備品については、当該備品において木材を使用している部分のすべてが県産木材であることを要する。
- 2 木材協会は、前項の補助事業の実施に必要な事務費を補助対象とすることができる。ただし、金額は第6の県の承認の範囲内とし、補助対象とできる経費は、人件費、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃貸料とする。

(補助金対象者)

- 第4 木材協会が実施する事業の補助金の対象者は、第3の(1)及び(2)の事業においては、認定工務店、認定工務店となることが確実な者又は施主とする。
- 2 第3の(3)の事業においては、認定建築士又は認定建築士となることが確実な者とする。
 - 3 第3の(4)の事業においては、施主又は施工者とする。
 - 4 補助金の対象者は、県産木材の普及啓発に協力するものとする。

(事業実施計画の申請)

第5 木材協会は、当該事業を実施しようとするときは、交付要綱第3で規定する交付申請書と併せて事業実施計画承認申請書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

2 木材協会は、知事の承認を受けた内容を変更するときは、交付要綱第4で規定する変更承認申請書と併せて事業実施計画変更承認申請書(様式第2号)を提出するものとする。

(事業遂行状況の報告)

第6 木材協会は、事業の遂行状況を事業遂行状況報告書(様式第3号)により、該当月(5月、7月、9月、11月、1月)の末日までの状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。

(繰越承認申請)

第7 交付要綱第5で規定する繰越承認申請書と併せて、前条に定める様式第3号の別表及び別紙を知事に提出するものとする。

(事業実施の報告)

第8 木材協会は、事業が完了した時は、完了した日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の3月末日までのいずれか早い日までに事業実施報告書(様式第4号)を提出するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

この要領は、令和2年9月24日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号

番 号
年 月 日

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会
会長

年度 県産木材利用促進事業実施計画承認申請書

県産木材利用促進事業を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業計画

年度事業 県産木材利用促進事業

区 分	金 額	内 訳
ア 住宅・非住宅建築物建築支援		
住宅の新築		
住宅の増改築		
非住宅建築物の新築		
非住宅建築物の増改築		
JAS 材等加算		
イ 非住宅建築物設計支援		
ウ 非住宅建築物木質化支援		
事務費		
合 計		

2 事業完了予定年月日 年 月 日

(注) 事務費の内訳欄には、節区分毎に金額を記載すること。

番 号
年 月 日

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会
会長

年度 県産木材利用促進事業実施計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号で承認のあった事業について、下記のとおり変更
したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更事業計画

年度事業 県産木材利用促進事業

区 分	金 額	内 訳
ア 住宅・非住宅建築物建築支援		
住宅の新築		
住宅の増改築		
非住宅建築物の新築		
非住宅建築物の増改築		
JAS 材等加算		
イ 非住宅建築物設計支援		
ウ 非住宅建築物木質化支援		
事務費		
合 計		

- 3 事業完了予定年月日 年 月 日

(注) 経費の配分は、変更前（上段括弧書き）と変更後（下段裸書き）を二段書きとし、
その内容が対比できるように記載すること。

様式第3号

番 号
年 月 日

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会
会長

年度 県産木材利用促進事業遂行状況報告書

このことについて、 年 月 日末現在の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

(別表) のとおり

様式第4号

番 号
年 月 日

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会
会長

年度 県産木材利用促進事業実施報告書

標記の事業について、事業の実施内容を下記のとおり報告します。

記

(別表) 及び (別紙) のとおり (注1)

(注1) 要領第6で定める様式第3号の別表及び別紙とする

様式3号（別表）

区 分	採択件数	採択金額（円）	支払件数	支払金額（円）
ア 住宅・非住宅建築物建築支援				
住宅の新築				
住宅の増改築				
非住宅建築物の新築				
非住宅建築物の増改築				
JAS材等加算				
イ 非住宅建築物設計支援				
ウ 非住宅建築物木質化支援				
合 計				

（注1） 別紙ア-1、ア-2、イ、ウを添付すること。

（注2） 要領第7により提出する場合は、全体を上段に、年度内を中段に、繰越分を下段に記載すること。

県産木材利用促進事業取りまとめ表（住宅建築支援）

申請番号	申請者区分		申込年月日			区分	建築場所	県産木材助成						補助金額(円)			施主		工務店				製材業者		設計(建築士)		補助金交付日		
	工務店:1.施主:2	年	月	日	建築延べ床面積(m ²)			標準木材使用量(m ³)	県産木材使用量(m ³)			県産木材割合	合計	通常分	加算分	氏名	住所	工務店名	住所	管内	認定番号	業者名	住所	氏名	認定番号				
									合計	うちJAS材	うち内装材等																		
(例1)	1	7	2	1	①	松江市	123.00	23.5	23.5	17.2	12.2	5.0	100.0%	446,000	321,000	125,000	〇〇	〇〇	〇〇工務店	島根県松江市北堀町	松江	工〇〇	〇〇製材所	島根県益田市	〇〇	建07001			
(例2)	2	7	2	5	②	出雲市	65.00	12.3	7.8	5.5	3.5	2.0	63.4%	125,000	70,000	55,000	〇〇	〇〇	〇〇工務店	島根県出雲市	出雲	工〇〇	〇〇製材所	島根県益田市	〇〇	建07003			
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0		0													
								0.0		0.0			0.0%	0															

県産木材利用促進事業取りまとめ表（非住宅建築物建築支援）

申請番号	申請者区分		申込年月日			区分1	区分2	建物概要	建築場所	県産木材助成						補助金額(円)			施主		工務店				製材業者		設計(建築士)		補助金交付日			
	工務店:1.施主:2		年	月	日					建築延べ床面積(m ²)	標準木材使用量(m ³)	県産木材使用量(m ³)			県産木材割合	合計	通常分	加算分	氏名	住所	工務店名	住所	管内	認定番号	業者名	住所	氏名	認定番号				
	うちJAS材	うち内装材等	合計	うちJAS材	うち内装材等																											
(例1)	1		7	2	1	①	③	老人ホーム	松江市	234.60	145.9	145.9	90.4	65.0	25.4	100.0%	1,300,000	1,000,000	300,000	〇〇	〇〇	〇〇工務店	島根県松江市北堀町	松江	工〇〇	〇〇製材所	島根県益田市	〇〇	建07001			
(例2)	2		7	2	5	②	④	店舗	出雲市	98.30	15.7	14.2	7.3	4.2	3.1	90.4%	143,000	70,000	73,000	〇〇	〇〇	〇〇工務店	島根県出雲市	出雲	工〇〇	〇〇製材所	島根県益田市	〇〇	建07003			
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0													
										0.0		0.0				0.0%	0		0				</									

様式第3号の別紙ウ

県産木材利用促進事業取りまとめ表（非住宅建築物木質化支援）

申請番号	申請者区分 施主:1 施工者:2	申込年月日			区分	建築場所	使用部位・備品名	対象経費（税抜）	補助金額（円）	申請者情報		参考 ※内外装木質化メニューの場合のみ			補助金 交付日
		年	月	日						氏名/会社名	住所	納材業者名	住 所	県産木材使用量(m³)	
(例1)	1	7	2	1	①	松江市	○階執務室天井	3,000,000	1,000,000	○○ ○○	○○	○○製材所	島根県益田市	145.9	
(例2)	2	7	2	5	②	出雲市	木製会議机10台	900,000	300,000	○○ ○○	○○	○○製材所	島根県益田市	14.2	
									0						
									0						
									0						
									0						
									0						
					①			3,000,000	1,000,000					145.90	
					②			900,000	300,000					14.20	
								3,900,000	1,300,000					160.10	
	計														

区分 ①：内外装木質化 ②：備品

(注) 要領第7により提出する場合は、繰越分のみ記載すること。